



平成 28 年 2 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 桜家ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 近 藤 昭  
(コード番号：1413 名証第二部)  
問合せ先 総合企画部長 島田 幸雄  
電話番号 (03) 5224-5121

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 29 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 28 期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

- (1) 当社及び当社の子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 26 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の規定を変更するものです。  
なお、定款第 26 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 現行定款第 26 条第 2 項及び第 34 条第 1 項の規定の文言につき明確化を図る修正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日（火）

以 上

<別紙>

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1)～(15) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(16)</u> 前各号に附帯または関連する一切の業務</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第3条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第27条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(15) (現行どおり)</p> <p><u>(16) コンクリート製品の製造販売</u></p> <p><u>(17) 前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第3条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p>
<p>第34条 当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>第34条 当社は、<u>会社法第426条</u>第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条</u>第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>